

岩手県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を休止した旨次のとおり届出があった。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	休止年月日
おうしゅくクリニック	岩手郡雫石町南畑第32地割字南栴沢277番1	平成21年11月1日
木村産婦人科内科クリニック	宮古市大通四丁目4番22号朝日生命ビル2F	平成22年1月4日